

「民間支援団体」だからこそできる支援 ～被害者緊急支援金～

全国被害者支援ネットワーク 専務理事 ● 奥山 栄一

全国被害者支援ネットワークでは、2009（平成21）年9月より、支援事業のひとつとして、公益財団法人日本財団の寄付金の下「被害者緊急支援金」の運営を実施しています。

犯罪被害者等に対する支援の中で、特に経済的支援は公的な援助により行われることを強く望みますが、そのような社会の到来は現実には難しい状況です。都道府県における特化条例の制定も今後急速な進展が期待されるようですが、特化条例により犯罪被害者等の支援をすべて解決できるものではありません。このような公的支援の不足部分を補完する役割を担うことも民間支援団体の使命であり、犯罪被害者等のニーズに柔軟に対応する支援は大変意義あることと考えます。

理不尽にも犯罪被害に遭遇した被害者は、突如として当たり前の生活が壊され、あるいは健康を害し、その結果収入の道を断たれるなど二次的な被害を受けることは珍しくありません。「被害者緊急支援金」による支援活動は、このような被害者に対する迅速な経済的支援であり、文字通り「命を守る」支援と言っても過言ではありません。

その支援要件は、全国の被害者支援センターの対象となっている犯罪等に起因し、費用の支弁が困難（資力要件）で、かつ、緊急に支援が必要（緊急性・必要性）な場合です。具体的には、医療関係費（※1）・交通費・転居費・宿泊費・葬祭費・その他（医療関係・交通・転居・

宿泊・葬儀各費用に類する費用）の支給が挙げられます。この貴重な財源を適切かつ効果的に運用するため、犯罪被害者の被害の回復、軽減を行うことに配意し支援活動を行っています。

折しも、本年度から第4次犯罪被害者等基本計画がスタートしました。この計画に基づき官民一体となり支援活動を行う中で、「民間支援団体」だからこそできる支援をさらに推進していくことが重要です。全国被害者ネットワークは全国の被害者支援センターと協力し、各支援を推進してまいります。

※1 医療関係費は、医師に受診した際に要した費用で手術費、転院費、入院費、投薬費、診断書料等の実費額です。ただし、精神科医師等に受診した際に要した診療料（診断書料等を含む。）やカウンセリング料の実費額については、カウンセリング等費用の支援となります。

令和2年度緊急支援金使途別活用状況

